



会 長	副 会 長		庶務理事	会計理事	事務局長
次 長	課 長	課長代理	係 長	担 当	受 付

日医発第 1312 号
令和 7 年 11 月 12 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公印省略)

介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関する
ガイドラインについて（周知）

厚生労働省では、介護サービスに関わる事故の防止について、平成 24 年度老人保健健康増進等事業において「特別養護老人ホームにおける介護事故予防ガイドライン」を作成し、周知を図ってきたところです。

今般、介護現場を取り巻く環境がさらに変化していることを踏まえ、令和 6 年度老人保健健康増進等事業において上記ガイドラインの見直しを行い、新たに「介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドライン」が作成されました。本ガイドラインは介護保険施設サービスを主な対象としていますが、居宅系サービス、高齢者住まい等の居住系サービスの安全管理に関する内容も新たに盛り込まれているとのことです。

つきましては、新たなガイドライン作成に伴い、厚生労働省から別添の広報物について、周知等の依頼がありましたので、ご連絡申し上げます。

貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

(添付資料)

○介護保険最新情報 Vol. 1436

「介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドライン」の策定について（周知）（令 7.11.7）厚生労働省 老健局 高齢者支援課 事務連絡)

以上

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局 高齢者支援課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の
対応に関するガイドライン」の策定について（周知）
計 63 枚（本紙を除く）

Vol.1 4 3 6

令和7年11月7日

厚生労働省 老健局 高齢者支援課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3929）
FAX：03-3595-3670

事 務 連 絡
令和 7 年 11 月 7 日

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御中
介 護 保 険 関 係 団 体

厚生労働省老健局高齢者支援課

「介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関する
ガイドライン」について（周知）

介護保険行政の推進については、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
介護サービスに関わる事故の防止については、体制の整備や取り組みの実施に施設間で差が見られたことや、認知症を有する利用者が増加していたこと等を踏まえ、平成 24 年度老人保健健康増進等事業において「特別養護老人ホームにおける介護事故予防ガイドライン」を作成し、周知を図ってきたところです。

今般、要介護度の高い高齢者の増加や介護テクノロジーの進歩等、介護現場を取り巻く環境がさらに変化していることを踏まえ、令和 6 年度老人保健健康増進等事業において上記ガイドラインの見直しを行い、新たに「介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドライン」を作成しました。本ガイドラインは介護保険施設サービスを主な対象としていますが、居宅系サービス、高齢者住まい等の居住系サービスの安全管理に関する内容も新たに盛り込んでおります。

都道府県・市区町村におかれましては、ガイドラインの内容について御了知いただき、管内の介護サービス事業者等に対して周知をお願いいたします。また介護保険関係団体におかれましては、各地方支部や会員事業所への周知について御協力いただきますようお願い申し上げます。

【別添】 介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドライン
【厚生労働省ウェブサイト掲載先】

○[介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドライン](#)



【担当】

厚生労働省老健局高齢者支援課企画法令係
TEL : 03-5253-1111（内線 3929）